

平成 28 年 11 月 14 日

お 客 様 各 位

山 形 信 用 金 庫  
理 事 長 山 口 盛 雄

### 貸付条件の変更等に関する当金庫の取組み状況の公表について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）は、平成 25 年 3 月末日をもって期限を迎えましたが、同法期限到来後、本年 9 月までの中小企業向け融資及び住宅ローンに係る貸付条件の変更等に関する当金庫の取組み状況の概要を次のとおりお知らせいたします。

これまで当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいりました。この方針は同法の期限到来後も何ら変わらず、従来どおり中小企業のお客様及び住宅ローンをご利用のお客様からのお借入れ条件の変更等のご相談・お申込みには真摯に対応してまいります。

詳細は次ページをご覧ください。



山形信用金庫

